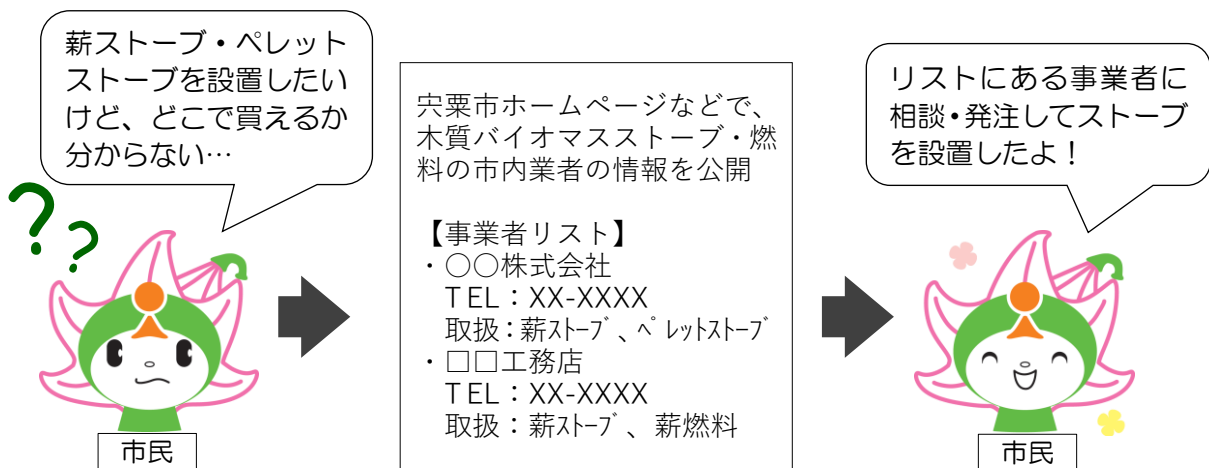


宍粟市 木質バイオマス事業者登録制度



宍粟市では、木質バイオマスの普及促進を目的として、薪ストーブ・ペレットストーブの導入を検討している市民のために、市内の木質バイオマス事業者の情報を提供します。そこで、事業者リストへの登録を希望する市内の木質バイオマス事業者を募集します。

◆登録条件

- ・木質バイオマスのストーブまたは燃料を取り扱っていること
- ・市内に事業所を有すること（個人事業者の場合、住所も市内であること）
- ・市税及び市に納入義務のある料金で納期限が到来したものについて未納が無いこと（法人の場合、代表者についても未納が無いこと）
- ・販売や施工において問題が発覚した場合は、市が登録を取り消すことに同意すること

◆登録＆公開の流れ

- ・登録を希望する事業者は、申請書を提出してください。
- ・申請があった事業者の審査を行い、問題がなければ登録事業者リストに掲載します。
- ・登録事業者リストは、宍粟市ホームページに掲載するほか、市民から問合せがあったときに窓口での閲覧やファックス送信などでお知らせします。
- ・年度ごとに、更新情報の有無と市税等の納入状況の再確認のため、登録事業者に確認依頼を送る予定です。それ以外の時期でも、登録情報の更新がある場合は随時、担当課までご連絡ください。

◆備考

- ・追加の登録申請は随時受け付けます。
- ・この登録を行わない事業者が施工する場合であっても、宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業による木質バイオマスストーブの補助金を受けることはできます。

【問合せ・提出先】

宍粟市 産業部 森林環境課 環境企画係
電話：63-3065 FAX：63-1282